水素スタンドにおけるセルフ充塡について

平成30年6月 経済産業省 高圧ガス保安室

- 平成27年の規制改革実施計画に盛り込まれた「水素スタンドにおけるセルフ充塡の許容」について、検討を進めてきた結果、具体的なセルフ充塡の要件や方法を示した「セルフ水素スタンドガイドライン」※が取りまとめられた。
- このガイドラインに従って、契約を結び、教育を受けた一般の燃料電池自動車のドライバーは、 自ら水素充填を行うことができるようになった。

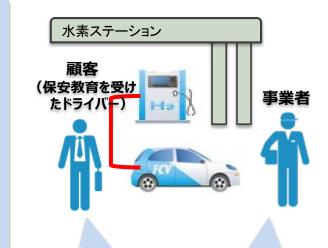
※一般財団法人石油エネルギー技術センター (JPEC) 「セルフ水素スタンドガイドライン」JPEC-TD0004(2018): 2018年5月21日制定。

現行の高圧ガス保安規制により、製造事業者(水素スタンド事業者)が受けている許可に基づく保安体制のもと、<u>製造事業者とドライバーの間で</u>、ドライバーが水素充塡準備作業(ドライバーが水素充塡のために実施する作業)を行なう<u>契約を結び、かつドライバーに</u>充塡準備作業等に<u>必要な保安教育を実施するなどの</u>条件を満たした場合、ドライバーがセルフ充填を実施することができるようになった。

「セルフ水素スタンドガイドライン」 (JPEC) で例示している主な内容

契約の内容

- ①顧客の作業範囲を特定する
- ・顧客に安全要件に関する判断をさせない
- ・顧客は想定通りに作業ができない場合は 従業員に連絡をする
- ② 顧客に必要事項を周知する
 - •事業者は顧客に保安教育を受けさせる
 - •事業者は顧客に危害予防規定を守らせる



事業者、顧客間で契約を結ぶ。 (顧客が、事業者の保安体制の中に入る)

水素ステーションの設備、運営条件

- ① 顧客が充塡する際はホースは 脱圧されていること
- ② 監視カメラ等で顧客を監視できること
- ③ インターホン等で、顧客と連絡が取れること
- ④ 危害予防規定にセルフ水素スタンド特有の特有事項を追記して届けること

等